

給与支払報告書の提出について（お願い）

平素より、市県民税の課税事務につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年中の給与受給者（従業員等）について給与支払報告書を作成し、ご提出をお願いします。対象者がいない場合は、お手数ですが処分をお願いします。（昨年度提出実績がある事業所へ送付しております。）

【提出対象給与受給者】

令和6年中（1月1日～12月31日）に給与の支払いを受けた、令和7年1月1日現在（退職者は退職日現在）、神崎市に在住のすべての従業員について提出してください。

※ 契約社員・パート・アルバイトなどの雇用形態に関わらず提出が必要です。

※ 給与支払額の多少に関わらず提出してください。

※ 退職者のうち給与支払額が30万円を超える場合は提出が義務付けられていますが、30万円以下の方についても、適切な課税の観点から提出のご協力をお願いします。（地方税法第317条の6）

【提出先】

〒842-8601 佐賀県神崎市神崎町鶴 3542 番地 1

神崎市役所 税務課 市民税係 TEL:0952-37-0114

※ 給与受給者が令和7年1月1日（又は退職時）現在居住する市区町村に提出してください。
住民登録地と実際の居住地が異なる場合は、二重課税を防ぐため、給与受給者の現住所の確認を行ってください。

【提出期限】

令和7年1月31日（金）

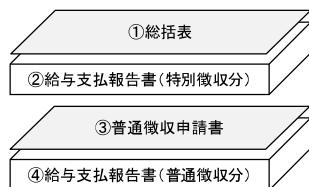
期限内のご提出にご協力をお願いします。期限を過ぎて提出された場合は、当初の税額決定通知に内容を反映できない場合があります。また、給与支払報告書提出後に退職・転勤等の異動が生じた場合は速やかに給与所得者異動届を提出してください。

【提出書類について】

- 総括表
- 給与支払報告書
- 普通徴収申請書（普通徴収の給与受給者がいる場合）

次の順に並べ、提出してください。

- ① 総括表
- ② 給与支払報告書（特別徴収分）
- ③ 普通徴収申請書
- ④ 給与支払報告書（普通徴収分）



※ホチキス等でまとめていただけると助かります

作成の留意点

例年、誤りの多い点を記載しています。必ずご確認ください。

【総括表について】

- 独自の様式を使用する場合は、神崎市から送付した総括表もあわせてご提出ください。
税理士事務所等に依頼される場合、同封の総括表を税理士にお渡しください。
- 総括表の所在地・名称・郵便番号、記載内容に変更がある場合は、朱書き訂正してください。
- 内容についてお尋ねする場合がありますので、「連絡者の氏名」の欄は明記してください。
- 提出前に、報告人員数と給与支払報告書（個人別明細書）の枚数が一致することをご確認ください。

【給与支払報告書（個人別明細書）について】

- 次の情報は、必ず記載してください。（個人の特定および適正な課税事務処理のため）
 - 給与受給者、被扶養者氏名のフリガナ
 - 給与受給者の生年月日
 - 給与受給者、被扶養者の個人番号（マイナンバー）
 - 生命保険料の金額の内訳（該当者のみ）
 - 住宅借入金特別控除の内訳（該当者のみ）
 - 所得税の定額減税 減税済額、控除外額（「摘要」欄に記載）
 - 前職分の給与等を合算している場合は、「前職の支払者」「給与支払額」「社会保険料額」「源泉徴収税額」（「摘要」欄に記載）
- 令和7年度の様式を使用してください。
- 「配偶者の合計所得」は配偶者特別控除額を算定する際に使用します。収入金額（総支給額）ではありません。
- 青色事業専従者の給与も提出が必要です。「種別」欄に「専従者給与」と記載してください。
- 変更して再提出する場合は、「摘要」欄に朱書きで「訂正」と記載してください。

【市県民税の特別徴収の適正化】

佐賀県と県内すべての市町は特別徴収の適正化に取り組んでおります。給与所得者の市県民税の特別徴収は、地方税法第321条の3、同法第321条の4により、原則として所得税の源泉徴収義務者である事業主の方に義務付けられています。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

給与支払報告書の詳細な書き方につきましては、国税庁 HP の『令和6年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き』や『令和6年分年末調整のしかた』をご参照ください。

◎退職者や給与の支払いが不定期の従業員等が対象となります。

神埼市長様		指定番号	8123456
この用紙は、		事業所名	株式会社 ●●
略号	ため、普通徴収として申請します。		
A	普通徴収を認める基準に該当する従業員がいる場合は、給与支払報告書とこちらの「 普通徴収申請書 」を提出してください。※提出がないと特別徴収になる場合があります。	由は(不可)	人数
B	給与支払報告書の摘要欄には、普通徴収申請理由となった略号(A~G)を記入してください。	られている給与のみ	人
C	給受給者数(乙欄・退職者を除いた合計)が2名以下		人
D	退職している(又は5月末日までに退職予定)		3 人
E	給与が少なく個人住民税額が引ききれない		人
F	給与の支払いが不定期又は通年の雇用ではない		人
G	他の事業所で特別徴収をする(乙欄該当者)		人
普通徴収申請者 合計人数			3 人

給与支払

支払を受ける者
対象者の氏名・フリガナ・住所(R7.1.1時点)・個人番号は正しく記入してください。

佐賀県神埼市神埼町鶴3542番地1

(受給者番号)
(個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
(役職名)
氏名 カンザキ タロウ
名 神埼 太郎

配偶者特別控除の場合、この欄に○はつきません。

種別	支給金額	給与所得控除後の金額(調整控除後)	所得控除の額合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	7,074,500 円	5,267,050 円	4,844,604 円	0 円

配偶者(特別)控除の額 205,000 円
控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。) 1 人
16歳未満扶養親族の数 5 人
障害者の数(本人を除く。) 2 人
非居住者である親族の数 0 人

源泉徴収時所得税減税控除済額0円 控除外額300,000円
(1) 九郎 (2) 十郎 (3) 十一郎(年少)
前職分(株)〇〇商事 給与450,200 社保48,380 源泉4,500

生命保険料、住宅借入金等特別控除の内訳
住民税の課税に影響しますので、控除がある場合は必ず内訳を記入してください。

「配偶者の合計所得」を記入してください。
収入(総支給額)ではありません。

受給者本人が、R6.12.31時点で該当する場合は○を記入します。

支払を受ける者の生年月日は必ず記入してください。

株式会社 ●●
株主名簿記載してください。 (右記で記載してください。)

佐賀県神埼市神埼町鶴3542番地1

氏名又は名称 株式会社 ●● (電話) 0952-37-0114

摘要欄①【所得税の定額減税】
★実際に控除した年調減税額 → 源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円
★年調減税額のうち、年調所得税額から控除しきれなかった金額 → 控除外額 ×××円(全額控除できた場合は控除外額0円と記入)

上記に加え、★支払いを受ける者の合計所得金額が1,000万円を超えて同一生計配偶者がいる場合⇒非控除対象配偶者減税有

摘要欄②【前職分給与がある場合】
前職の給与支払者・給与支払額・社会保険料・源泉徴収税額を必ず記載してください。複数事業者がある場合は、それぞれ記入が必要です。

控除対象配偶者、扶養親族
氏名・フリガナ・個人番号を必ず記入してください。
※国外居住者は「区分」欄に該当の番号(01~04)を、16歳未満扶養親族で国外居住者は○(マル)をつけてください。
詳細な区分は上記国税庁HP等をご参照ください。
※扶養親族が記入欄数を超える場合は、摘要欄に記入し、国外居住者・年少扶養者の場合はその旨補記してください。また、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」欄に対象者の個人番号も記入してください。